

令和7年度

保育のしおい

保 育 所
認 定 こ ど も 園
小 規 模 保 育 施 設



ハッピーこまちゃん®

八潮市子ども家庭部 保育課

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

電話：(代表) 048-996-2111

(内線) 314、480、489

目 次

保育所・認定こども園・小規模保育施設等

1. 子ども・子育て支援新制度について	・・・ 1
2. 保育所・認定こども園・小規模保育施設等の利用申込みについて	・・・ 3
3. 令和7年度八潮市保育所入所選考基準	・・・ 9
4. 広域入所について	・・・ 11
5. 入所後の注意事項	・・・ 13
6. 入所後の手続きについて	・・・ 15
7. 申込みに関するQ&A	・・・ 16
8. 保育料（利用者負担）	・・・ 17
9. 幼児教育・保育の無償化について	・・・ 19
10. 保育所・認定こども園・小規模保育施設について	・・・ 21
11. 書類の記入例	・・・ 23
12. その他の保育	・・・ 26
13. 八潮市内の認可外保育施設について	・・・ 27

令和7年度クラス年齢

令和7年4月1日現在の年齢でクラス分けをします。年齢が上がっても、年度末までは同じクラスです。

クラス	生年月日	
0歳児クラス	生後57日から	令和7年 2月3日まで ※4月入所の場合
	生後6ヶ月から	令和6年10月2日まで ※4月入所の場合
1歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年4月1日	
2歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年4月1日	
3歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年4月1日	
4歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年4月1日	
5歳児クラス	平成31年（2019年）4月2日～令和2年4月1日	

※未出生児の入所申込みは、4月入所のみ受付します。ただし、出産が遅れたなどの理由により4月1日時点で生後57日を満たさない場合は、入所決定後であっても利用承諾を取り消し、次月以降に改めて利用調整を行います。

保育所・認定こども園・小規模保育施設等

1. 子ども・子育て支援新制度について



幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める〔子ども・子育て支援新制度〕が、平成27年4月にスタートしました。新制度では、保育所や認定こども園等の利用を希望する場合には、教育認定もしくは保育認定の申請が必要となります。

【支給認定】

乳幼児の年齢、保護者の就労状況、家庭状況から市が客観的基準に基づき保育の必要性を判断し、認定区分ごとの「認定証」を交付します。交付された認定区分により、利用を希望できる施設が決まります。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用を希望できる施設	申請書の提出先
満3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	認定こども園・新制度に移行した幼稚園	各施設
	保育を希望する場合	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育所・認定こども園	市役所保育課
3号認定		保育短時間				
	満3歳未満	保育を希望する場合	3号認定	保育認定	保育標準時間	
保育短時間						

※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は認定証の交付を受ける必要はありません。

※“小学校入学前の幼児教育”や“集団生活に慣れさせるため”といった目的で保育を希望することはできません。

【保育の必要量】

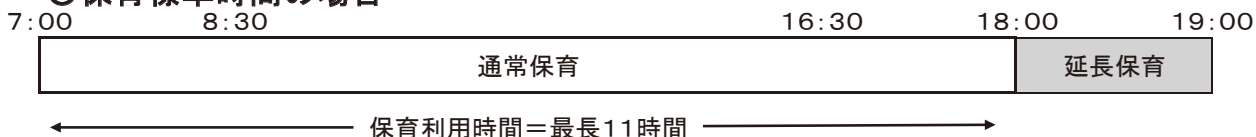
保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間：最長11時間（両親のフルタイム就労等を想定した利用時間）

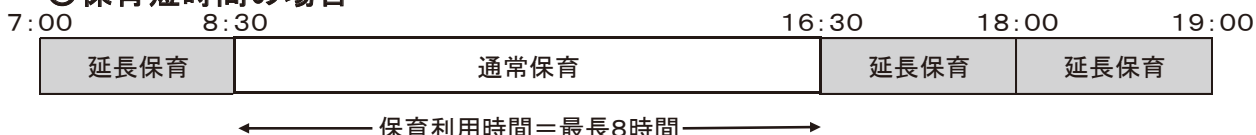
保育短時間：最長8時間（両親またはいずれかの就労等が短く8:30~16:30の利用時間で収まる場合）

※就労等の実態に合わせ、保育標準時間・保育短時間の変更が可能です。所定の手続き（本冊子15ページ参照）が必要になりますので、入所中の保育施設へお申し出ください。市が届け出を受理した月の翌月からの適用となります。

○保育標準時間の場合



○保育短時間の場合



【保育を必要とする事由】

保育認定に当たっては、申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方が、次のいずれかに該当する必要があります。

事由		具体的な内容	認定期間	保育の必要量
ア	就労	就労（パートタイム、夜間、自営業、居宅内の労働等を含む）を、月に64時間以上することを常態としていること	最長3年間 (事由継続で就学前まで)	保育標準時間 保育短時間
イ	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと	出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで	
ウ	保護者の疾病・障がい	疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がいを有していること	最長3年間 (事由継続で就学前まで)	
エ	介護・看護	長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、その人の介護・看護に当たっていること		
オ	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		
カ	求職活動	求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）	3ヶ月	
キ	虐待、DV等	虐待やDVの恐れがあるなど、社会的擁護が必要な場合	最長3年間 (事由継続で就学前まで)	
ク	就学	専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練を受けていること	在学期間内	
ケ	育児休業	既に保育所等に在園する児童がおり、年少児童の育児休業に入る場合 <u>※新規入所の児童は該当しません</u>	原則、育児休業開始から年少児童が満1歳になる月末日	保育短時間
コ	特例による場合	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	最長3年間 (事由継続で就学前まで)	保育標準時間 保育短時間



.....

.....

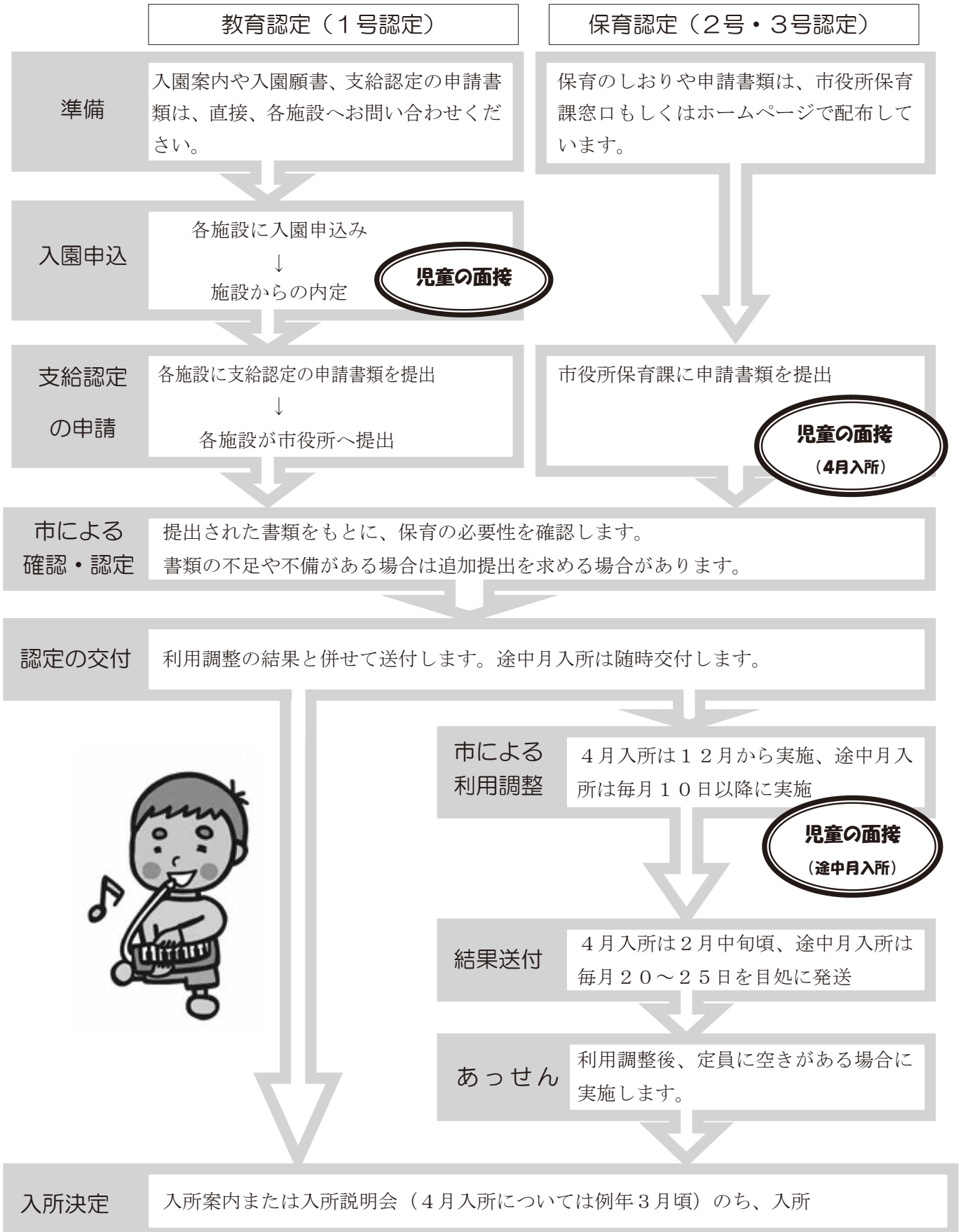
.....

.....

.....

2. 保育所・認定こども園・小規模保育施設等の利用申込みについて

【申込みから入所までの流れ】 ※1回の利用申請で年度内（2月入所まで）は有効となります。



【令和7年4月入所】

◇保育のしおり、申請書類の配布 ※保育のしおり、申請書は八潮市ホームページからダウンロード可能です。

日程	配布場所
令和6年10月10日（木）	市役所3階 大会議室 午前9時00分～午後5時00分
令和6年10月11日（金）	
令和6年10月15日（火）以降	市役所2階 保育課窓口 午前8時30分～午後5時15分

◇受付期間・場所

一次受付（当日面接あり※）

※郵送での提出は受付できません。

入所希望月	受付期間（書類持参）	受付場所・受付時間
令和7年4月	令和6年11月14日（木）から18日（月）の5日間	やしお生涯楽習館1階（展示コーナー及び多目的ホール） 午前9時30分～午後5時00分

※当日は1歳児クラス以上の入所を希望する児童については、面接を行いますので、児童同伴で母子健康手帳をお持ちください。 0歳児クラスについては、内定後、内定した施設で面接を行います。

なお、0歳児クラスで面接を希望される場合は、受付時にお申し出ください。

注意事項：例年、初日や午前中は大変混み合いますが、施設への入所決定は受付の先着順ではありません。

二次受付（当日面接なし）

※郵送での提出は受付できません。

入所希望月	受付期間（書類持参）	受付場所・受付時間
令和7年4月	令和6年11月19日（火）から令和7年1月10日（金）まで	市役所2階 保育課窓口 午前8時30分～午後5時15分

注意事項：二次受付の対象となるのは、一次受付期間中に申請ができなかった児童です。

一次受付の選考後に、入所枠に空きがあった場合のみ、二次受付の児童の選考を行います。

【令和7年度途中月入所】

◇受付期間・場所

入所希望月	受付締切（書類持参）	受付場所・受付時間
令和7年5月	令和7年4月10日（木）	市役所2階 保育課窓口 午前8時30分～午後5時15分 ※未出生児の途中月入所は行っておりません。 ※3月は入所選考を行っておりません。
6月	5月12日（月）	
7月	6月10日（火）	
8月	7月10日（木）	
9月	8月12日（火）	
10月	9月10日（水）	
11月	10月10日（金）	
12月	11月10日（月）	
翌年1月	12月10日（水）	
2月	翌年1月13日（火）	

注意事項：郵送での提出は受付しません。施設への入所決定は受付の先着順ではありません。

◇面接の実施について

4月入所申請時に体調不調などの理由で面接が実施できなかった場合は、後日、必要に応じて市からご連絡します。途中月入所については、必要に応じて随時面接を実施します。面接時における児童の状況や体調等によっては、再度面接を行う場合があります。

※育児休業給付金手続きに、子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育の利用申込書の写しが必要です。あらかじめ写しをとって保管しておいてください。

【申込みに必要な書類】

(1) すべての方に提出していただく書類

1	子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育の利用申込書
2	個人番号（マイナンバー）申告書 ※

※提出時に、本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となります。詳しくは、申告書をご確認ください。

(2) 保育を必要とする事由が確認できる書類

保育を必要とする事由（本冊子2ページ）が確認できる書類については、**申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方の書類が必要**です。また、証明書類は申込日より3か月以内に発行されたものに限ります。

保育の必要性		必要な提出書類
ア	就労	就労証明書（変則就労の場合はシフト表を添付すること、また自営業の場合は、営業許可証・開業届・最新の確定申告書の写しのいずれかひとつを添付すること）
イ	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写し
ウ	保護者の疾病・障がい	診断書（保育を行うことが困難であると明記があるもの）または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の持ち主及び疾病・障がいの内容が確認できるページの写し
エ	介護、看護	介護（看護）を受ける方の診断書（原本）または身体障害者手帳の写し、介護（看護）の状況が確認できる書類
オ	災害復旧	申立書または罹災証明書等
カ	求職活動	求職カードの写しまたは雇用保険受給者資格証の写し
キ	虐待、DV等	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
ク	就学	在学証明書または学生証の写し、時間割等
ケ	育児休業	※新規入所の児童は該当しません
コ	特例による場合	市が必要と認める書類（各事由ごと）

(3) その他世帯の状況により提出していただく書類

保育所入所選考基準の**調整指数表（本冊子10ページ）**に基づき指数が加算される場合があります。

調整指数表	必要な提出書類
調整指数1・2	保育士証の写し
調整指数5	受給者証の写し
調整指数10	就労証明書・疾病、介護対象者等であることが分かるもの
調整指数11～14	該当する方の手帳の写し又は診断書
調整指数15	幼稚園又は認可保育施設に併設する認可外保育施設に在園する兄弟姉妹の在園証明書等
調整指数19・20	認可外保育施設（幼稚園等含む）に有料で月64時間以上預託していることがわかる在園証明書又は利用料の領収書の写し
調整指数21	転入前の市区町村で利用していた保育所等の在園証明書又は転入前の市区町村が発行した保育実施解除通知書
調整指数22	前職の就労証明書（勤務実績がわかるもの）

注意：家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は必ず保育課へご相談ください。

【申請時の留意事項】

◇保育の実施期間

保育所等は、原則として毎月1日入所となります。**保育を必要とする事由（本冊子2ページ）**によって、保育の実施期間が決定されます（最長3年間、事由継続で就学前まで）。ただし、その期間内であったとしても、家庭状況の変化等により、家庭での保育が可能と認められる場合は退所していただくことがあります。

◇年度途中の入所申請について

毎月1日に八潮市ホームページ上で翌月の入所可能児童数を公表しています。情報をご確認のうえ、締切日までに手続きをお願いします。なお、令和7年度の入所申請を提出済みの方で、希望施設の変更がある場合は、電話でも受け付けておりますので、締切日までにご連絡ください。締切日は本冊子4ページをご確認ください。

◇希望する保育施設

入所申請は、希望する施設を10ヶ所までご記入いただけますが、**必ず施設の開所時間内に通える施設を選択してください。入所に施設の開所時間を超過した場合、退所もしくは転所していただく場合があります。**また、入所決定後に自宅からの距離が遠い、施設の開所時間内に送迎ができない等の理由で辞退・取り下げをすると、その後の利用調整で減点の対象となります。

見学を希望する場合は、事前に施設へご連絡ください。また、公立保育所はすくすく子育て（保育所開放）（本冊子背表紙）を行っております。

◇書類の不備・不足、虚偽の申請について

書類はボールペンや万年筆で記入してください（鉛筆や消せるボールペンは不可）。

書類の不足や記載内容が不十分なものは、選考時に不利になる場合がありますのでご注意ください。

各種証明書類は、発行から3ヶ月経過しているものや、証明日の記載のないものは受け取れない場合があります。（証明内容の修正をした場合は、記入者が訂正箇所を2重線を引いた上で余白に正しい内容を記入してください。）

また、入所決定後であっても提出書類等の内容が事実と相違することが判明した場合、利用承諾を取り消すことがあります。

◇妊娠・出産予定で申請する場合

入所を希望する月が産前・産後休暇にあたる場合、保育を必要とする事由は、妊娠・出産事由による申込みとなります。**保育の実施期間は、出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日までの期限付き入所となります。この期間以降も保育所等の入所を希望する場合は、改めて就労要件等で申し込みが必要です。ただし、その後の育児休業を取得する場合は、継続して入所はできません。※保育を必要とする事由（本冊子2ページ）の「イ」から「ケ」への変更はできません。**

4月入所に限り未出生児の申請を受け付けますが、入所日時点における児童の月齢によって受入れできる保育施設が限られますのでご注意ください。（予定より出産が遅れたなどの理由により4月1日時点で生後57日を満たさない場合は、入所決定後であっても利用承諾を取り消し、次月以降に改めて利用調整を行います。）

◇出産予定がある場合

入所を希望する月以降に出産予定がある場合（妊娠・出産予定で申請する場合を除く）、**出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日までの保育を必要とする事由は、妊娠・出産事由となります。**この期間以降も保育所等の入所を希望する場合には、改めて申し込みが必要となりますのでご注意ください。申込締切日は本冊子4ページをご確認ください。

◇育児休業からの復帰

入所申請をする時点で育児休業を取得中の場合、**職場復帰が前提**での申請となります。保育所等へ入所した月の翌月1日まで（4月入所についてはゴールデンウィーク明けまで）に復職し、速やかに復職日の記載のある「就労証明書」を入所中の保育施設へご提出ください。

※職場復帰とは、育休取得前と同じ職場に復帰することを指します。そのため、入所申請時に提出した就労証明書と異なる勤務先（契約先）で就労することは原則認められません。（入所決定後であっても利用承諾を取り消す場合があります。）

◇育児休業の延長について

育児休業の延長などの理由で入所保留通知書が必要な場合、児童が1歳になる月初日入所の手続きをしている必要があります。**3月は入所選考を行っておりません**ので、3月に1歳になる児童の場合は2月入所の手続きを行ってください。

◇就労内定・求職活動からの就労開始

就労内定もしくは求職活動事由で申し込みをした場合、原則保育所等へ支給認定期間内に、就労を開始したことがわかる「就労証明書」を入所中の保育施設へご提出ください。

◇父母のひとりが単身赴任中の場合

父母のひとりが単身赴任中で、実態として児童と同居していない場合でも、父母それぞれの**保育を必要とする事由**が確認できる書類の提出が必要となります。

◇父母が離婚を予定している場合

入所申請の時点で離婚を予定しており、父母のひとりが別居し実態として児童と同居していない場合でも、父母それぞれの**保育を必要とする事由**が確認できる書類の提出が必要となります（離婚調停中の場合は、家庭裁判所からの通知書等の写しをお持ちください。）離婚が既に成立している場合は不要です。

また、**保育料については、ひとり親世帯としての金額更正は離婚が成立した翌月（月初日に成立した場合は当月）からの適用**となります。

◇保育料の滞納

同一世帯内の児童の保育料・延長保育料・保育所給食費及び学童保育料の滞納があり、入所申請の締切日までに納入が確認できなかった場合は、利用調整時に選考指数（本冊子10ページ調整指数26, 27, 28）を減点します。**それにより入所できない場合もございますのでご了承ください。**

現在入所中の方も滞納がありますと来年度以降継続して利用できない場合がございますのでご了承ください。

◇障がい児保育

保育認定を受けた児童のうち、**原則として集団保育が可能な児童**について、公立保育所を中心に、保育体制等を踏まえて受け入れを行っています。保育体制等によっては受け入れできない場合がありますので、ご了承ください。

◇医療的ケアを要する場合

児童が医療的ケアを要する場合は、受入れ要件や保育体制等について検討する必要がありますので、申請前に必ずご相談ください。事前相談がない場合、入所決定後であっても利用承諾を取り消す場合がありますので、ご了承ください。なお、受け入れにあたっては、3歳児クラス以上であること等の条件があります。

【市による利用調整】

「令和7年度八潮市保育所入所選考基準」(本冊子9ページ)に基づき、希望する施設や各施設の受け入れ状況などを考慮し、利用できる保育施設を市が調整します。

◇選考の流れ(例)

	基準 指数	調整 指数	合計 指数	利用調整指数が同点 の場合の優先順位	第1希望園	第2希望園	第3希望園	第4希望園
Aさん	40	4	44		〇〇保育園	××保育園	△△保育園	□□保育園
Bさん	40	2	42	育児休業からの復帰	〇〇保育園	△△保育園	□□保育園	××保育園
Cさん	40	2	42	育児休業からの復帰	△△保育園	〇〇保育園		
Dさん	40	2	42	兄弟姉妹が同一の 保育所を利用希望	〇〇保育園	△△保育園	□□保育園	
Eさん	38	4	42		△△保育園	〇〇保育園	□□保育園	××保育園

定員(クラス年齢ごと)	
〇〇保育園	1名
△△保育園	1名
□□保育園	2名
××保育園	4名

※合計指数の高い世帯から選考していきます。

※同じ点数で他の世帯と並んだ場合は、

- ①希望園の順位
- ②「令和7年度八潮市保育所入所選考基準」

利用調整指数が同点の場合優先順位の1から9に基づき選考していきます。

【結果送付】

保育所等の利用調整の結果については、市から郵送でお知らせします。

※結果の送付は申し込み後の**最初の1回のみ送付**します。2回目以降については、入所が決定した場合のみ、結果を送付します。入所を希望する月の前月25日頃までに結果が届かない場合は、引き続き入所保留となります。なお、再度入所保留通知書が必要な場合は個別にご相談ください。

【あっせん】

市が利用調整を行った結果、入所保留となった世帯に、申請当初希望していなかった施設で定員枠に余裕がある保育施設を市が紹介する、あっせんを行います。

あっせんは「令和7年度八潮市保育所入所選考基準」に基づき、保育の必要性の高い世帯から順に行います。ただし、申請当初希望していた施設に利用決定がなされた後、自己都合による辞退をされた世帯にはあっせんを行いません。

【個人番号(マイナンバー)の利用について】

保育に関する手続きでは、支給認定の申請及び保育所等の利用申込みにおいて、個人番号(マイナンバー)の申告が必要となります。また、通知カードは、住所、氏名などの変更により、現在の情報と異なる場合は確認書類として使用することができません。この場合は、マイナンバーが入った住民票を取得することにより、確認書類とすることができます。提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型給付費等に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

3. 令和7年度八潮市保育所入所選考基準

基準指数表

令和7年度八潮市保育所入所選考基準

【基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準とする。】

番号	類型	保育にあたる保護者の状況		指数	採点		認定期間			
		細	目		母	父				
①	就 労	外 勤 ・ 自 営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態		20			（事由継続で就学前まで） 最長3年間		
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		19					
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		18					
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		17					
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		16					
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態		18					
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		17					
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		16					
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		15					
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		14					
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態		14					
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態		12					
②	不 存 在	死亡、離別、行方不明、拘禁		20						
		1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態		11						
		1日4時間以上、月収3万円以上の就労を常態		9						
		出産 出産予定月前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで		20				左記期間内		
③	母の出産 ・ 疾 病 ・ 障 が い	疾 病	1ヶ月以上入院している場合(入院予定の場合も含む)		20				（事由継続で就学前まで） 最長3年間	
			自 宅 内 療 養	常時病臥・感染症		20				
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級		20			
					上記以外の程度		17			
			一般療養		医師が1ヶ月以上安静を要すると診断した場合(常時病臥を除く)		17			
					医師が1ヶ月以上通院加療を要すると診断した場合		13			
			障がい		身体障害者手帳1・2級(視覚障害の場合1～3級)、埼玉県発行の療育手帳○A～B		20			
					身体障害者手帳3級、埼玉県発行の療育手帳Cを所持する者または同程度と判断できる者		18			
					身体障害者手帳4級以下、または同程度と判断でき、保育にあたることのできないと認められる者		12			
			④	病人の 看護等	自 宅 外	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を常態		20		
週5日以上日中週20時間以上の介護を常態		18								
週4日以上日中週16時間以上の介護を常態		16								
上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		4								
自 宅 内	全介護を必要とする場合(重度身障者、要介護認定3,4,5)				20					
	一部介護を必要とする場合(要介護認定1,2)				17					
	支援を必要とする場合(要支援)				15					
	上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)				4					
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たる場合		20			最長3年間 (事由継続で就学前まで)			
⑥	求 職	内 定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態		12			3か月※		
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		11					
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		10					
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		9					
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		8					
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態		10					
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		9					
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		8					
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		7					
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		6					
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態		6					
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態		5					
			未 定 求職中(就労先未定)		4					
			⑦	就 学 等	就学・技能習得のため、外出を常態		番号1に準ずる			
就学・技能習得が内定している場合		番号6に準ずる					3か月※			
⑧	虐待・DV等	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		20			最長3年間 (事由継続で就学前まで)			
⑨	そ の 他	①～⑨の類型に最も近いと思われる指数で決定する		番号1～9に準ずる						

- ・ 父母それぞれの指数を合算して世帯の指数を決定し、ひとり親世帯のときは20を加えて指数を決定する。
- ・ 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし休憩時間は含む。
- ・ 保育にあたる保護者の状況が2つ以上ある場合は、高い方の指数を決定する。
- ・ 期限内に保育の必要性を証明する書類等の必要書類の提出がない場合は、求職中(就労先未定)の指数を決定する。
- ・ 就労状況については、契約上の勤務日数だけでなく、実績も含めて、指数を決定する。
- ・ 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は、契約上の勤務時間(育児短時間取得前の勤務時間)で指数を決定する。
- ・ 就労等の形態が上記の項目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ、決定する。
- ・ 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

利用調整指数が同点の場合の優先順位

※優先順位は項番1を1番高い優先度とし、以下番号順に2, 3, 4...9の順番とする。

項番	内容
1	八潮市在住者(転入予定者含む)
2	同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3	基準指数が高い世帯
4	同世帯に障がい者がいる世帯
5	兄弟姉妹が(多胎児含む)が同一の保育所等を利用希望の場合又は保育所等に入所しており、同じ保育所等になる場合(兄弟姉妹の入所申込状況を総合的に考慮)
6	育児休業明けで職場復帰する場合
7	保護者の勤務時間が長い場合
8	保護者の勤務先が市外の場合
9	令和6年度(利用負担額切替後は令和7年度)市民税所得割の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯優先)

調整指数表

調整指数の加算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき、条件を確認できる書類を提出された場合に適用する。

項目	番号	条件	指数	採点		
				母	父	
加算指数	個人加算	就労状況	1 市外の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	2		
			2 市内の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	20		
		家庭状況	3 同居者なしの母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得)を継続しているかまたは内定している場合	5		
			4 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時時点で保育所等に在園している場合や出産要件での入所申込の場合を除く) ※2	1		
	5 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合		5			
	6 父母のひとりが不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合		10			
	7 父母の両方が不存在(死亡、行方不明など)の場合		12			
	8 父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合		3			
	9 子ども(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合(3人を超える場合は、1人に対し1点加算)		1			
	障がい	10 祖父母が同居していない、もしくは同居しているが就労、疾病、介護対象者等である場合(証明書等が必要)	1			
		11 保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Bの1つに該当する場合※3	3			
		12 保護者が視覚もしくは聴覚に関して身体障害者手帳3級を所持している場合※3	2			
		13 保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合※3	2			
	世帯加算	14 同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Cを持っている者がいる世帯(保護者及び入所申込児童は除く)	1			
		児童の状況	15 兄弟姉妹が保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)、認定こども園(教育認定)・幼稚園(就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る)、認可保育施設に併設する認可外保育施設に在園している場合(新年度選考時は、卒園予定児を除く)又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合 ※3	2		
			16 多胎児が同時に申込をしている場合※3	4		
			17 兄弟姉妹が別施設のため同一施設に移行するために転所希望をする場合※3	5		
		児童の状況	18 地域型保育または2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合※3	20		
			19 認可外保育施設(幼稚園等含む)に就労等保育認定で月64時間以上の預託をしている場合(育児休業取得中の場合は対象外)	3		
			20 有料で1か月未満預託している場合(証明書等が必要)※3	1		
	21 転入に伴い、市外認可保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定に限る)を退所して、市内認可保育所等に転所を希望する場合 ※ただし、転入前の保育所等の継続利用を希望する場合は適用しない		3			
減算指数	個人減算	就労	22 就労実績が1か月に満たない場合(就労実績未記入の場合を含む) ※ただし、従前の勤務実績(2か月以内)があり、就労状況が継続していると判断できる場合には適用しない(証明書等が必要)	▲2		
		辞退	23 保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)の入所承諾後に入所申請を取下げた場合又は入所承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用	▲2		
	世帯減算	育児休業	24 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	▲40		
		同居祖父母等	25 同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)	▲10		
		滞納	26 在園児または卒園児が3か月以上保育料を滞納している場合	▲5		
			27 在園児または卒園児が6か月以上保育料を滞納している場合	▲10		
			28 保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	▲20		
		広域入所	29 市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市内の場合 ※4	▲5		
			30 市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市外の場合 ※4	▲15		
		その他		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)等の特殊事情		

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。ただし、転園を希望する場合には加算しないものとする。

※2 育児・介護休業法に基づく育児休業が加点対象となる。

※3 番号11～14、15～17、17～18、19～20は、それぞれ重複して加算しないものとする。

※4 転入予定者とは

入所希望月の前月末日までに八潮市へ転入していること。
(不動産売買契約書等の、不動産の引渡し日・転入日がわかる書類が必要)

■利用調整指数について(例)

- ・父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- ・母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- ・祖父母が同居していない場合……調整指数 1
- ・兄弟姉妹が保育所に在園している場合……調整指数 2

$$\text{基準指数} + \text{調整指数} = \text{合計指数(試算)}$$

$$20 + 16 + 1 + 2 = 39 \text{点となる。}$$

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合につきましては、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合には、利用調整を行う。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定する。

4. 広域入所について

◇八潮市内の保育所等に入所を希望する八潮市外在住の方へ

①八潮市への転入予定（あり）

申込要件		八潮市へ転入予定があり、入所日の前月末までに八潮市に住民登録を予定している方
申込先・方法		八潮市保育課へ直接申請（原則、郵送での提出は受付できません）※1
申込期限	令和7年4月入所	令和6年11月14日（木）から18日（月）の5日間 （本冊子4ページを参照してください）※2
	令和7年5月～翌2月入所	【令和7年度途中月入所】（本冊子4ページ）に準じます。※2
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市が必要とする書類（本冊子5ページ参照）※3 ・保護者全員の課税・非課税証明書※4 ・転入に関する誓約書※5 ・賃貸借契約書や売買契約書の写し（所在地・引き渡し日がわかるもの）又は同居予定申立書

※1 現在保育所等を利用中または申請中（待機中）の場合は、退所または申請取下げの手続きが必要です。事前に住所地の市区町村の保育担当課にご相談ください。

※2 4月入所については、書類提出時に児童の面接も行います。児童同伴で母子手帳を持参してください。
途中月入所については、必要に応じて随時面接を実施します。

※3 家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は、事前に八潮市保育課へご確認ください。

※4 令和7年4月～8月の入所希望は令和6年度課税・非課税証明書が必要です。

令和7年9月～令和8年2月の入所希望は令和7年度課税・非課税証明書が必要です。

※5 誓約書に記載された期日までに①住民登録の異動及び②八潮市保育課で八潮市民として保育所等の利用申請手続き（本申請）が必要となります。期日までに手続きがされない場合、内定を取り消す場合があります。

②八潮市への転入予定（なし）

申込要件		<ul style="list-style-type: none"> ・住所地が八潮市外にあり、保護者の勤務先が八潮市内にある方 ・住所地が八潮市との市境にあり、住所地の市区町村の保育所等へ通うよりも八潮市の保育所等へ通うほうが適切であると認められる方
申込先・方法		住所地の市区町村の保育担当課へ申請（申請書類は八潮市へ郵送されます。）
申込期限	令和7年4月入所	令和6年11月13日（水）までに郵送必着
	令和7年5月～翌2月入所	【令和7年度途中月入所】（本冊子4ページ）に準じます。
必要書類		八潮市及び住所地の市区町村の保育担当課が必要とする書類※1

※1 八潮市が必要とする書類は【申込みに必要な書類】（本冊子5ページ）に準じますが、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は、事前に八潮市保育課へご確認ください。原則として、申請書類は八潮市の様式をご使用ください。

③継続利用（八潮市からの転出後）

申込要件	八潮市内の保育所等を利用中で、八潮市から転出後も継続利用を希望する方
申込先	転出先の市区町村の保育担当課
必要書類	八潮市及び入所を希望する市町村の保育担当課へご確認ください。
備考	転出後速やかに申請を行ってください。

◇八潮市外の保育所等に入所を希望する八潮市内在住の方へ

①八潮市からの転出予定（あり）

申込要件	八潮市から他の市区町村へ転出の予定がある方
申込先	<u>転出先の市区町村の保育担当課へ直接申請</u> ※1
備考	申請書類や申請方法等は転出先の市区町村によって異なります。転出先の市区町村の保育担当課へよくご確認のうえ申請を行ってください。

※1 現在保育所等を利用中または申請中（待機中）の場合は、退所または申請取下げの手続きが必要です。事前に八潮市保育課にご相談ください。

②八潮市からの転出予定（なし）

申込要件	・八潮市内在住で勤務先が他の市区町村にある方 ・住所地が他の市区町村との市境にあり、八潮市の保育所等へ通うよりも他の市区町村の保育所等へ通うほうが適切であると認められる方※1
申込先	八潮市保育課（市役所2階）
必要書類	八潮市及び入所を希望する市区町村の保育担当課が必要とする書類※2
申込期限	入所を希望する市区町村の締切日のおおむね10日前まで
備考	<u>原則として、広域入所は年度ごとの申請が必要となります。</u> 翌年度の継続入所が約束されるものでありませんのでご注意ください。

※1 入所を希望する市区町村により申込の要件が異なる場合があります。

※2 八潮市が必要とする書類は【**申込みに必要な書類**】（本冊子5ページ）に準じますが、家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は、事前に八潮市保育課へご確認ください。申請書類に指定がない場合は、八潮市の様式をご使用ください。

③継続利用（八潮市への転入後）

申込要件	八潮市外の保育所等を利用中で、八潮市へ転入後も継続利用を希望する方
申込先	八潮市保育課（市役所2階）
必要書類	八潮市及び入所を希望する市区町村の保育担当課が必要とする書類※1
備考	転入後速やかに申請を行ってください。

※1 あらかじめ市区町村の保育担当課へ、転入後の利用継続の可否や手続きについてご確認ください。

広域入所におけるQ&A

Q1. 現在八潮市外に居住しており、今後八潮市へ転入予定です。遠方のため、申請期間（期限）内に申請書の提出が困難ですが郵送での提出は可能ですか。

A1. 原則として、窓口での直接申請となります。止むを得ずに来庁できない事情がある場合は、八潮市保育課へご相談ください。

Q2. 八潮市へ転入を予定していますが、八潮市内保育所等に入所できなかった場合は、現在通っている施設を継続利用できますか。

A2. 事前に転入前の市区町村の保育担当課へ継続利用ができるかご確認ください。継続利用ができる場合は、所定の手続きが必要となりますので、八潮市への転入後、速やかに八潮市保育課へご確認ください。

5. 入所後の注意事項

◇長期休所・退所について

児童が疾病や特別な事情※でやむをえず長期にわたって休所する場合や、退所する場合には、速やかに八潮市保育課または入所中の保育施設へ連絡のうえ、所定の手続きをお願いします。

※特別な事情…里帰り出産など

◇転所について

入所決定後より入所意向の高い施設がある場合、転所を希望することができます。「転所希望申請書」と併せて**保育を必要とする事由**が確認できる書類を【令和7年度途中月入所】の受付期間（本冊子4ページ）に間に合うよう、数日の余裕を持って入所中の保育施設へご提出ください。市による確認から結果送付までの流れは、新規入所申請の方に準じます。

なお、市の利用調整の結果、他の保育施設への転所が決定した場合、それまで在園していた施設は退所となります。**決定した施設を辞退しても戻ることはできません。**市の利用調整の結果、転所保留となった場合は、在籍している施設を継続して利用できます。

◇慣れ保育

入所当初は児童を取り巻く環境が変わるため、心身の健康状態を考慮して保育を始めます。徐々に保育時間を延ばし、一日保育へ移行します。（慣れ保育の期間は施設や児童の状況によって異なります。）

◇入所後の妊娠・出産・育児休業について

保育施設に在籍中、母の妊娠がわかりましたら母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写しを入所中の保育施設へご提出ください。また、**生まれる子の育児休業を取得する場合、育児休業開始から生まれる子が満1歳になる月末日まで、上のお子さんの継続利用が可能です。なお、育児休業開始後は原則として保育短時間でのご利用となります。**

◇児童の疾病及び病後の登園について

保育施設は、乳幼児が集団で長時間生活を共にするため感染症が流行しやすく、また、抵抗力・免疫力も低い乳幼児が罹患した場合、生命の危険につながる恐れがあります。施設内での感染拡大を防ぐため、疾病の種類や程度によって病後の登園時に医師が記入する「意見書」や保護者が記入する「登園届」を提出していただく場合があります。病後は体調回復にも時間を要することから、お子さんの様子をよく観察し、無理のない登園を心がけてください。

◇児童への与薬について

児童への与薬は、法律の定める「医療行為」にあたるため、保育士は与薬を行うことができません。そのため、原則として保育施設では薬のお預かりはできません。

診察の際に医師に保育園に通っていることを伝え、薬の処方出来る限り朝・夕の2回でお願いしてください。気管支喘息など慢性的な病気の場合や、医師の判断でやむを得ず保育時間内に与薬が必要な場合は、入所中の保育施設へご相談ください。

◇食物アレルギーについて

食物アレルギーについては、医師の診断によるアレルギー疾患生活管理指導表に基づき対応します。基本は原因食物の除去となりますが、対応状況は保育施設によって異なります。ご家庭からお弁当を持参していただくこともありますが、その場合も通常の保育料がかかりますので、あらかじめご了承ください。宗教上の配慮を要する場合は、保育施設へご相談ください。

◇育児休業の分割取得について

保育施設利用開始後に、入所児童の育児休業を分割で取得される場合は、保育施設を継続して利用することはできません。再度育児休業を取得する月の末日までに、退所の手続きをお願いします。なお、夫婦で間断なく交互に育児休業を取得する場合も、保育施設を継続して利用することはできませんのでご注意ください。

◇延長保育

保護者の勤務状況等により、やむを得ず保育の必要量（本冊子1ページ）を超えて保育が必要な場合にご利用できます。利用する場合は事前に申請が必要となりますので、入所中の保育施設へ申請書をご提出ください。（児童の年齢等により利用ができない場合がありますので、事前に施設へご確認ください）

保育所及び認定こども園の延長保育料は、月額1,500円です。小規模保育施設については、各園で金額設定が異なりますので保育のしおり別冊をご覧ください。

◇送迎保育 ※自宅と保育施設との送迎ではありません。

保護者の労働時間やその他の家庭状況等により、延長保育・送迎保育を行っている保育施設において、**「保育の必要量を超えて延長保育を利用しても延長保育の時間内に送迎が困難な世帯」に限り送迎保育を利用できます。**

送迎保育は、送迎バスを利用し、入所中の保育施設とコピープリスクールやしおステーションとの間の送迎を行います。

送迎保育料は日額400円です。利用料金の納付はコピープリスクールやしおステーションでお願いします。

延長保育・送迎保育を行っている保育施設	対象となる児童
南川崎保育所	左欄の施設に入所し、延長保育を利用している1歳児クラス以上の児童
八潮ひまわり保育園	
しおどめ保育園八潮駅北	
コピープリスクールやしお	
認定こども園しおどめの森	
しおどめ保育園小規模認可	



◆実施日

保育所の休所日を除く月曜日～金曜日（土曜日は実施していません。）

◆朝の送迎保育

保護者の方は、開園時間の午前7時から送迎バスが出発する午前7時30分までの間に、コピープリスクールやしおステーションへ児童を送ってください。

◆夕方の送迎保育

保護者の方は、閉園時間の午後8時までに、コピープリスクールやしおステーションへ児童をお迎えにきてください。

送迎バスは、朝は午前7時30分頃にコピープリスクールやしおステーションを出発し、各保育施設を回ります。夕方は午後6時頃にコピープリスクールやしおステーションを出発し、各施設を回ります。各保育施設を回る順番は利用児童の状況により決定します。

保護者の労働時間やその他の家庭状況等により利用の要件に当たらない、または朝のみ（夕方のみ）利用の要件に当たる場合があります。朝のみ（夕方のみ）の利用でも、日額の送迎保育料がかかりますのであらかじめご了承ください。

6. 入所後の手続きについて

以下のような家庭状況等の変更があった場合は、提出期限までに下記書類をご提出ください。各書類は保育課窓口および各保育施設で配布しています。なお、書類の提出先は、原則として、現在入所中の保育施設となります。

※支給認定事項変更申請書はこちらからダウンロードできます。



【令和7年度】保育所等・公設公営学童保育所の
申請書類（ダウンロード）

変更内容	提出書類		提出期限	備考
	変更 申請書 ※	その他		
市外転出		退所届	転出が判明した時	広域入所については、本冊子11ページ、12ページ参照
市内転居	○		変更が生じた月の末日まで	世帯構成員の増減については、必要書類が状況により異なりますので保育課までご相談ください。
氏名、連絡先、世帯構成等	○			
勤務先	○	就労証明書		
保育を必要とする事由	○		変更が生じる月の前月末日まで	事由により提出書類が異なります。詳細は本冊子5ページ参照
保育必要量（標準、短時間）	○			詳細は本冊子1ページ参照
育児休業を取得する場合	○	就労証明書		あわせて保育短時間への変更も必要になります。詳細は本冊子13ページ参照
妊娠の判明		母子手帳の写し	妊娠が判明して速やかに	詳細は本冊子13ページ参照
育児休業から復帰する場合	○	就労証明書	保育所等へ入所した月の翌月末日まで	復職日の記載が必要です。詳細は本冊子7ページ参照
保育施設の退所		退所届	退所が判明した時	退所が判明次第、速やかなご提出をお願いします。
保育施設の休所		欠席届	休所日まで	長期の休所は事前に保育課へご相談ください。
転所希望		転所希望申請書	各月の締め切り日まで	詳細は本冊子13ページ参照
内定の辞退・申込みの取下げ		内定辞退届兼申込取下届	意思決定後速やかに	直接保育課窓口にご提出してください。選考指数が減算される場合があります。詳細は本冊子10ページ参照

上記に該当しない変更等については、保育課までご連絡ください。

7. 申込みに関する Q & A

Q1. 申込みをすれば必ず入園できますか？入園は先着順ですか？

A1. 申込み人数が施設の入所可能人数を超えた場合は利用調整を行うため、入園をお待ちいただくことがあります。利用決定は先着順ではありません。「令和7年度八潮市保育所入所選考基準」に基づき、保育の必要性の高い方から内定します。

Q2. 兄弟で同時に申込みしました。必ず同時に同園へ入所できますか？

A2. 兄弟姉妹で同時に申込みの場合、必ず同時に同園へ入所できるとはかぎりません。申請書の確認事項にある“兄弟姉妹で同時に申込みされている場合”の希望に沿い、利用調整を行います。例えば“①同時期に同じ保育所に入所できる場合のみ入所する”を希望した場合、利用調整のなかで別々の保育園であれば入所できる状況であったとしても、兄弟ともに入所をお待ちいただくことになります。

また“③1人でも入所させ、待機の兄弟姉妹は、他の預け先に預ける”を希望した場合、兄弟のうち1人のみ入所となる可能性があります。保育を必要とする事由によりますが、就労（育児休業からの復帰）事由で申請していた場合は、兄弟のうち1人のみ入所となっても、入所月の翌月1日までに復職していただきますので、あらかじめご了承ください。

Q3. 希望する施設に空きがないようですが、申込みはできますか？

希望順位は利用調整に影響しますか？

A3. 急な退所などにより空きが生じ、利用調整を行うこともありますので申込みはできます。また、“第1希望にしたから有利”ということはありませんが、利用調整の中で複数人の指数が同点となった場合は、希望順位の高い方から内定します。

Q4. 同住所に親族が住んでいますが、同居ではありません。証明書は必要ですか？

A4. 同居・別居や世帯の別に関わらず、同住所に居住する18歳以上65歳未満の方は、保育を必要とする事由が確認できる書類の提出が必要です。ただし、二世帯住宅などで生計を一にしていないうちについては、生計が別であることがわかる書類（公共料金を別で支払っていることがわかる領収書等）をお持ちください。

Q5. 保育を必要とする事由が二つ以上ある場合は、どのように指数が決まりますか？

仕事を掛け持ちしているのですが、どのように指数が決まりますか？

A5. 保育を必要とする事由が二つ以上ある場合は、提出された書類をもとにそれぞれの事由を「令和7年度八潮市保育所入所選考基準」に照らし、高い方の指数を用います。また、就労等の形態が細目に当てはまらない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ決定します（例えば、ダブルワークをしておりそれぞれの勤務先の発行する就労証明書の提出があった場合、就労実績が週3日8時間以上と週2日8時間以上であれば週5日8時間以上で決定します）。



8. 保育料（利用者負担）

◇保育料の算定

保育料は、特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもと同一世帯に属し、家計の中心となっている父母等の市区町村民税所得割額を合算した階層区分によって算定されます。小学校就学前子どもの父母の市民税が非課税で、家計の主宰者となる祖父母等と同居している場合は、家計の主宰者となる祖父母等の市区町村民税所得割額の階層区分によって算定されます。

令和7年4月～8月の保育料は令和6年度の市区町村民税所得割額、令和7年9月～令和8年3月の保育料は、令和7年度の市区町村民税所得割額によって決定します。4月からの保育料は3月頃、9月からの保育料は8月頃に保育料決定通知書を送付します。

※市区町村民税所得割額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除の税額控除前の額になります。
※施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、市が設定します。

令和7年度 保育料一覧（月額）

クラス 年齢	階層 区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
				要保護世帯等		要保護世帯等
3～5歳児クラスおよび 0～2歳児クラスの非課税世帯			無償（0円）※			
0～2 歳児 クラス	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
	B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	C-1	市民税均等割	13,000円	4,000円	12,700円	3,900円
	C-2	市民税所得割額30,000円未満	16,000円	5,000円	15,700円	4,900円
	D-1	〃 30,000円～57,700円未満	18,000円	7,000円	17,600円	6,900円
		〃 57,700円～65,000円未満	18,000円	7,000円	17,600円	6,900円
	D-2	〃 65,000円～77,101円未満	27,000円	9,000円	26,500円	8,900円
		〃 77,101円～105,000円未満	27,000円	27,000円	26,500円	26,500円
	D-3	〃 105,000円～140,000円未満	38,000円	38,000円	37,300円	37,300円
	D-4	〃 140,000円～190,000円未満	44,000円	44,000円	43,200円	43,200円
	D-5	〃 190,000円～265,000円未満	55,000円	55,000円	54,000円	54,000円
D-6	〃 265,000円～380,000円未満	56,000円	56,000円	55,000円	55,000円	
D-7	〃 380,000円～	60,000円	60,000円	58,900円	58,900円	

※9. 幼児教育・保育の無償化について（本冊子19ページ）をご確認ください。

◇保育料の算定にあたっての注意事項

市区町村民税が未申告の場合や、課税証明書等の算定資料が未提出の場合は、利用者負担額を一時的に最高額に設定します。また、市区町村民税の申告・更正・修正があった場合や、転居や結婚・離婚等で世帯構成に変更があった場合は、保育料および副食費が変更となることがありますので、速やかに八潮市保育課または入所中の保育施設へ連絡のうえ、所定の手続きをお願いします。

なお、以下の場合には保育料および副食費の変更は行いません。

- ・年度内に市区町村民税額が確認できない場合、または税額が変更となった連絡がない場合。
- ・過去の年度分の修正申告等を遡って行ったことにより税額が変更となる場合。

◇保育料の減免

◆兄弟同時入所

同一世帯の小学校就学前子どもが2人以上、保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育施設等）・幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・企業主導型保育事業を利用し、もしくはこれらの施設に併設される認可外保育施設※に入所する場合に、**第2子の保育料を徴収基準額の半額とし、第3子の保育料を0円とします。**これらの施設に在籍する児童がいる場合は、**別途「保育料の多子軽減に関する届出書」の提出が必要です。**（兄弟姉妹が、保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育施設等）を利用している場合は提出不要です。）

※併設していない認可外保育施設は対象となりません。

◆年収360万円未満相当の多子世帯（対象となる階層は令和7年度保育料一覧のうちグレー色部分）

世帯の市民税所得割合算額が、57,700円未満である場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃し、第2子を半額、第3子以降を0円とします。要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他家庭の事情等により保育料の負担を軽減する必要があると認められる世帯）については、77,101円未満である場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃し、第2子以降を0円とします。

◆第3子以降（2歳児クラス以下）

第1子、第2子の年齢に関わらず、第3子以降の子どもが保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育施設）の0歳児～2歳児クラスに在籍している場合、第3子以降の保育料を0円とします。**対象者となる場合は、別途「保育料減免申請書」の提出が必要です。**

◆ひとり親世帯について

該当児童と同一世帯に属し、家計の主宰者となっている父又は母（該当児童の父又は母の市民税が非課税であり、家計の主宰者となる祖父母等と同居している場合は、家計の主宰者となる祖父母等の市民税所得割額によって算定する。）の市民税所得割額が77,101円未満であった場合、0円とします。**対象者となる場合は、別途「保育料減免申請書」の提出が必要です。**

◇保育料の納期限について

各月の保育料の納期限については、毎月月末となります。ただし、12月・3月は25日が納期限となりますので、ご注意ください。

※月末および25日が土日祝日の場合は、翌営業日が納期限となります。

◇口座振替について

保育料（公立は副食費含む）の納付は口座振替をご利用ください。口座振替に必要な書類「八潮市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は市内の金融機関、ゆうちょ銀行または入所中の保育施設で配布しております。**（提出は各金融機関にお願いします。市役所では受領できません。）**なお、認定こども園、小規模保育施設等については、各施設での徴収となりますので入所中の保育施設へお問合せください。

◇保育料の滞納について

保育料を滞納すると、地方税の滞納処分の例により、財産の差押え等の滞納処分を受けることがあります。保育料を滞納し、一括での納付が困難となった場合は、速やかに保育課へご相談ください。ご相談なく滞納の場合は、引き続き保育施設を利用する事が出来ない場合がございます。小規模保育施設・認定こども園に在園している方については、直接各施設へご相談ください。

9. 幼児教育・保育の無償化について

◇令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

保育所（園）、認定こども園、新制度に移行した幼稚園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料の場合のみ）

以下、「認可の保育所等」

＊3歳児クラス～5歳児クラス

利用料は無償となります。所得に関係なく、利用料の支払いは不要となります。

認定こども園、新制度に移行した幼稚園の預かり保育を利用した場合

市から「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けたお子さんについては、利用日数と利用実態に応じて月額上限 11,300 円の範囲で無償となります。

＊0歳児クラス～2歳児クラス

住民税非課税世帯のお子さんは、利用料が無償となります。算定に用いる市区町村民税所得割額の年度等については、保育料の算定（本冊子17ページ）をご確認ください。

多子世帯の保育料の減免について

上のお子さんの保育料が無償となった場合でも、下のお子さんに対する保育料の減免は従来どおりです。詳細は、保育料の減免（本冊子18ページ）をご確認ください。

従来型の私立幼稚園

＊年少クラス～年長クラス

通常の教育時間分（おおむね9時から14時）の利用料が月額上限 25,700 円まで無償となります。
※満3歳に達したお子さんが翌年度の4月を待たずに就園し、年少クラスに通う場合（週5日程度のカリキュラムを受け、年少クラスと同額程度の利用料を支払う場合に限る）も、利用料が月額 25,700 円まで無償となります。

預かり保育を利用した場合

市から「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けたお子さんについては、通常の教育時間分月額 25,700 円に加え、利用日数と利用実態に応じて月額上限 11,300 円の範囲で無償となります。

※満3歳に達したお子さんが翌年度の4月を待たずに就園し、年少クラスに通い預かり保育を利用する場合、預かり保育分が無償となるのは住民税非課税世帯のお子さんのみです。

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター

＊3歳児クラス～5歳児クラス

市から「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けたお子さんについては、利用料が月額上限 37,000 円まで無償となります。

以下、「認可外保育施設等」

＊0歳児クラス～2歳児クラス

市から「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けた住民税非課税世帯のお子さんは、利用料が月額上限 42,000 円まで無償となります。

※ファミリー・サポート・センターについて、お子さんの送迎のみの利用は無償化の対象外となります。

障がい児通園施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援など）

＊3歳児クラス～5歳児クラス

自己負担分が無償となります。

＊0歳児クラス～2歳児クラス

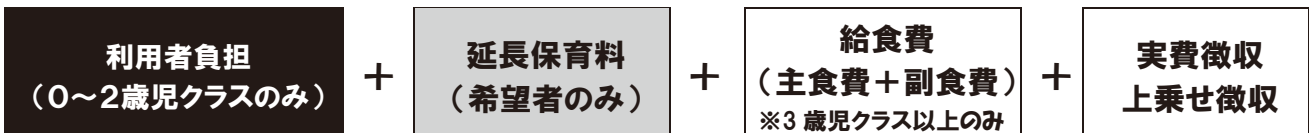
住民税非課税世帯のお子さんに限り、自己負担分が無償となります。

◇複数の施設・事業を併用した場合（よくあるお問合せのパターン）

施設・事業の組み合わせによっては無償化の対象とならない場合があります。

- ◆認可の保育所等にお通いの方が、認可外保育施設等（職場内託児所を含む）を併用した場合
認可の保育所等の利用料は無償となりますが、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。
- ◆従来型の私立幼稚園にお通いの方が、預かり保育及び認可外保育施設等（職場内託児所を含む）を併用した場合
市から「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けたお子さんについて、通常の教育時間分月額 25,700 円に加え、預かり保育分（利用日数と利用実態による）と認可外保育施設等分合わせて月額上限 11,300 円の範囲で無償となります。
※預かり保育を利用せず認可外保育施設等を利用した場合、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。
- ◆認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターの4つの中で併用した場合
市から「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けた、3歳児クラス～5歳児クラスのお子さんは利用料が月額上限 37,000 円まで無償、0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんは利用料が月額上限 42,000 円まで無償となります。

◇入所後にかかる費用のイメージ（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育の場合）



- 利用者負担**…無償化の対象となるお子さんは0円です。0歳児クラス～2歳児クラスの住民税課税世帯のお子さんについては、保育料一覧（本冊子17ページ）をご確認ください。
- 延長保育料**…延長保育を利用した場合、全てのお子さんに延長保育料がかかります。詳細は、（本冊子14ページおよび保育のしおり別冊）をご確認ください。
- 給食費**…主食費（ごはん・パン等）および副食費（おかず・おやつ）について実費徴収します。金額や徴収方法は園によって異なります。なお、0～2歳児クラスについては、保育料の中に給食費が含まれています。

◇副食費が免除となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。

- ① 生活保護世帯であること
- ② 世帯の市民税所得割合算額が年収360万円未満相当であること ※下表参照
- ③ 所得に関係なく全ての世帯の小学校就学前子どものうち第3子以降であること ※下表参照

認定	②市民税所得割額 (年収360万円未満相当)	③第3子カウント方法
1号認定	77,101円未満	同一世帯内において、 <u>小学校3年生</u> までで数えた場合の第3子以降
2号認定（ひとり親世帯等）	77,101円未満	同一世帯内において、 <u>就学前</u> までで数えた場合の第3子以降
2号認定（ひとり親世帯等以外）	65,000円未満	同一世帯内において、 <u>就学前</u> までで数えた場合の第3子以降

実費徴収…通園送迎費・行事費・教材費・制服代等について実費徴収します。金額や徴収方法は園によって異なります。

上乗せ徴収…教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、保護者に負担を求めるものです。

お問い合わせ

- 認可の保育所等、認可外保育施設、一時預かりについて 保育課（内線480）、私立幼稚園について 教育総務課（内線377）、病児保育、ファミリー・サポート・センターについて 子育て支援課（内線839）、障がい児通園施設について 障がい福祉課（内線428）

10. 保育所・認定こども園・小規模保育施設について

◇施設一覧（施設番号1～4は公立、5以降は私立の施設となります。）

施設種別	施設番号	施設名	認可定員※1	受入月齢		開所時間	延長保育※2	送迎保育		
				始期	終期					
保育所	1	八条保育所	60	生後6ヶ月		A				
	2	伊草保育所	60			A				
	3	古新田保育所	60			A				
	4	南川崎保育所	90			B	○	○		
	5	八潮ひまわり保育園	60	生後57日		C	○	○		
	6	やしお花桃保育園	70			D	○			
	7	けやきの森保育園やしお	95			D	○			
	8	八潮かえで保育園	85			D	○			
	9	やしおエンゼル保育園	80	生後6ヶ月		E	○			
	10	しおどめ保育園八潮駅北	70			E	○	○		
	11	八潮なないろ保育園	30			E	○			
	12	コピープリスクールやしおステーション	30			G	○	◎		
	認定こども園	13	けやきの森保育園やしお桜園	90	生後57日	小学校就学前	D	○		
		14	八潮みひかり保育園	75	生後57日		D	○		
		15	みつもり保育園	90			D	○		
		16	コピープリスクールやしおフレスポ	60			D	○		
		17	八潮しおどめ保育園	75			E	○		
		18	よつもり保育園	75	生後57日		D	○		
		19	コピープリスクールやしお	75			E	○	○	
		20	ふれあいしおどめ保育園八潮	57			D	○		
21		認定こども園しおどめの森	118	生後6ヶ月			E	○	○	
小規模保育施設		22	しおどめ保育園小規模認可 [A型]				15	生後6ヶ月		E
	23	みひかり保育園 [A型]	13			D	○			
	24	ふえありい保育園八潮駅南口園 [A型]	15			D	○			
	25	ふえありい保育園八潮中央園 [A型]	14			D	○			
	26	もりまさ保育園 [A型]	18			D	○			
	27	おひさま保育園 [A型]	12			D	○			
	28	しおどめ保育園八潮茜町 [A型]	18			E	○			
	29	ふえありい保育園八潮大瀬園 [B型]	18			生後57日		D	○	
	30	おひさま保育園フレンズ [B型]	18					D	○	
	31	アルタベビーやしお園 [A型]	19	D	○					
	32	やしお子心保育園 [A型]	18	D	○					
	33	アルタベビーやしお駅前園 [A型]	19	D	○					
	34	おひさま保育園フレンズ虹 [A型]	19	生後6ヶ月				D	○	
	35	エンジェルハウス八潮園 [A型]	19					D	○	
	36	オフィク八潮 [A型]	19	生後57日		F	○			
	37	エンジェルハウス八潮駅前園 [A型]	19			D	○			

A～F…次ページの各保育施設の開所時間に対応 ○…延長保育・送迎保育を実施している園 ◎…送迎保育の拠点となる園

※1 認可定員は、実際に保育を実施する児童数とは異なる場合があります。

※2 詳細につきましては、保育のしおり14ページおよび保育のしおり別冊をご確認ください。

◇施設種別について

保育所（園）…就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する児童福祉施設

認定こども園…幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

小規模保育施設…19人以下の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う施設

- | | |
|---|-----------------------------------------------|
| { | A型 …配置基準で定められた保育従事職員が、すべて保育士である施設 |
| | B型 …配置基準で定められた保育従事職員のうち、1/2以上が保育士である施設 |

◇保育日及び開所時間

保育日は、月曜日から土曜日となります。日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休所となります。

◆各保育施設の開所時間

施設の開所時間		7:00	7:30	14:00	15:00	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	
A	平日 7:30~18:30		[開所時間]								
	土曜 7:30~14:00		[開所時間]								
B	平日 7:00~19:00	[開所時間]					延長				
	土曜 7:30~14:00		[開所時間]								
C	平日 7:00~19:00	[開所時間]					延長				
	土曜 7:30~15:00		[開所時間]								
D	平日 7:30~19:30		[開所時間]					延長			
	土曜 7:30~18:30		[開所時間]								
E	平日 7:00~19:00	[開所時間]					延長				
	土曜 7:30~18:30		[開所時間]								
F	平日 7:30~20:00		[開所時間]					延長			
	土曜 7:30~19:00		[開所時間]				延長				
G	平日 7:00~20:00	[開所時間]					延長		一時保育※		
	土曜 7:30~18:30		[開所時間]						送迎保育		

※コピープスクールやしおステーション入所児童に限り、延長保育に加えて一時保育(19:00~20:00※満1歳以上のみ)を利用することで、最長で20:00までお子さんをお預かりすることができます。

◆保育所等を利用できる時間と日数

保育所等を利用できる時間と日数は、保育の必要量(本冊子1ページ)の区分で定められた時間を上限とし、保護者の就労状況等を基に施設長と相談の上決定します。**原則として、保育を必要とする事由以外の理由(買い物や、趣味の講座等)で利用することはできません。(土曜日についても同様の取扱いとなります。)** **なお、やむを得ない事情等がある場合は通所する施設へご相談ください。**

(例、父母が共に就労事由で保育所等を利用する場合のイメージ)

	7:00	8:00	17:00	18:00	19:00	
父(週5日)	通勤	就労			通勤	
母(週4日)		通勤	就労			通勤

← 保育所等を利用できる時間(週4日) →

11. 書類の記入例

第1号様式（第5条、第15条関係）

児童コード

受付

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育の利用申込書

(宛先) 八潮市長
八潮市福祉事務所長

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設等の利用等について、次のとおり申請します。
この申請による子ども・子育て支援法に係る教育・保育給付認定、特定教育・保育施設等の利用等及び利用者負担額の決定に必要な、小学校就学前子どもの
属する世帯及び当該小学校就学前子どもと生計を一にする世帯の全ての者に係る市が保有する個人情報の利用及び入所施設等への提供に、当該全ての者が同意
しています。

		申請日		令和6年11月14日		
申請保護者	フリガナ	マルタ タロウ		居住地	〒 000 - 000 八潮市〇〇-△-△△	
	氏名	○田 太郎 (印)		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		日中の連絡先（電話番号）*確実に連絡の取れる順に記入してください。		
		① 〇〇〇-△△△-××××		父携帯・父勤務先・自宅・その他 ()	② 〇〇〇-×××-△△△△	
		母携帯・母勤務先・自宅・その他 ()		父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他 ()		
申請子ども	フリガナ	マルタ コタロウ		現住所	〒 -	
	氏名	○田 小太郎 (男)		申請者保護者と異なる場合のみ記載		
		生年月日		〇〇年〇〇月〇〇日		
保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）				保育必要量 (8:30~16:30に収まる場合は短時間)	
	<input type="checkbox"/> 無 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）				<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	
保育を必要とする事由	該当する□全てにレ点を付けてください。					
	(申請子どもとの続柄) 父 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧
	母・その他 ()	<input type="checkbox"/> 就職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	(申請子どもとの続柄) 父 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧
	母・その他 ()	<input type="checkbox"/> 就職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他 ()		

同居者を全員記入してください。

(生計の中心者の番号に○を付けてください。) 申請子どもの番号に○を付けてください。保護者及び同居者	フリガナ	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	氏名				
1	マルタ タロウ ○田 太郎	父	〇〇年〇〇月〇〇日	(株) ◇◇サービス	<input type="checkbox"/> 有
2	マルタ モモコ ○田 桃子	母	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇商事	<input type="checkbox"/> 有
3	マルタ イチロウ ○田 一郎	兄	〇〇年〇〇月〇〇日	△△小学校	<input type="checkbox"/> 有
4	マルタ ハナコ ○田 花子	姉	〇〇年〇〇月〇〇日	同時申請	<input type="checkbox"/> 有
5			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

利用を希望する期間、希望する施設を記入してください。

利用を希望する期間	令和7年 4月 1日から 年 月 日まで			・就学前まで
利用を希望する施設名	希望順位	施設番号	施設	
	1	○	〇〇保育園	
	2	×	××保育園	
	3	△	△△保育園	
	4	◇	◇◇保育園	
	5	◆	◆◆保育園	

・保育のしおり別冊で施設番号を確認し、施設名は省略せずに記入してください。利用調整を行うにあたり、施設番号と施設名が一致しなかった場合は施設名に記載された施設で選考します。

・希望する施設を10ヶ所までご記入いただけますが、必ず施設の開所時間内に通える施設を選択してください。入所後に、施設の開所時間を超過した場合、退所もしくは転所していただく場合があります。

・入所決定後に、自宅からの距離が遠い、施設の開所時間内に送迎ができない等の理由で辞退・取り下げしますと、その後の利用調整で減点の対象となります。

祖父母の状況

申請子どもとの続柄		氏名・年齢	住所	日中の状況
父方	祖父	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	(歳) 同居・ ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他
	祖母	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	(歳) 同居・ ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他
母方	祖父	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	(歳) 同居・ ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他
	祖母	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	(歳) 同居・ ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他

児童の状況

健康状態	乳幼児健診時の指摘事項	4か月児健診	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (指摘事項:) ・ 未診	
		10か月児健診	<p>児童の年齢に応じて受けるべき検診の結果について、無・有・未診のいずれかに○をつけ、有の場合は指摘事項を記入してください。</p>	
		1歳6か月児健診		
		3歳児健診		無 ・ 有 (指摘事項:) ・ 未診
		アレルギー	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (症状:)	<p>・心身の障害やアレルギー、宗教上の理由で食べられないもの、大きな病気、慢性疾患について該当する場合は有に○をつけ、内容について記入してください。</p> <p>・アレルギー及び宗教上の理由で食べられないものについては、できるだけ詳細に記入してください。</p>
		宗教上の理由で食べられないもの	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 ()	
	心身の障がい	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (症状:)		
	大きな病気	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (症状:)		
	慢性疾患等 (病気や発達のことなどで治療や相談をしている病院・施設)	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 → 病名・症状 () 病院・施設名 () 障害手帳 (級) ・ 服薬 (朝 ・ 昼 ・ 夕 ・)		
発達状態	排泄	小便 (一人でも可 <input checked="" type="radio"/> 一人でも不可) 大便 (一人でも可 <input checked="" type="radio"/> 一人でも不可)		
	言語	<input checked="" type="radio"/> 普通 ・ 遅め ・ 日本語を教えていない ・ その他 ()		
	視覚	<input checked="" type="radio"/> 良 ・ 不良 ()		
	聴覚	<input checked="" type="radio"/> 良 ・ 不良 ()		
	歩行	できる ・ 発達状態や気になることについて、現在の状況を記入してください。 (ちよち歩き)		
健康上または発達上、気になること	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (具体的な状況:)			

確認事項

申請時点で育児休業を取得中 (予定) の場合		育休後の予定 ①直ちに復職希望 ②希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる
現在の保育の状況	1 保育所・幼稚園・認可外保育施設に預けている	施設名: 所在地: 利用日数: 時 分 入所日: 円 ・就労事由で申請する方が、申請時点で育児休業を取得 (予定) している場合はいずれかに○をつけてください。
	2 自宅で見ている	<input checked="" type="radio"/> 母 ・ 父
	3 職場に連れて行っている	母 ・ 父 職場内託児 <input type="checkbox"/> 無
	4 親戚・知人等に預けている	保護者との関係: 保育場所: の方 <input type="checkbox"/> 有 (施設名:) (退所日:)
	5 その他	具体的な状況: ()
住居の状況	<input checked="" type="radio"/> ①自家 <input type="radio"/> ②借家 (家賃:)	現在の住居の状況、申請時点で予定している保育所等への送迎の方法および希望する月に入所できなかった場合の保育方法について、記入してください。
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="radio"/> 適用なし <input type="radio"/> 適用あり ()	
送迎の方法	<input checked="" type="radio"/> ①自家用車 <input checked="" type="radio"/> ②自転車 <input type="radio"/> ③徒歩 ④バス ⑤電車 ⑥その他 ()	
希望する月に入所できなかった場合	<input checked="" type="radio"/> ①自宅保育 (母 ・ 父 ・) ②職場に連れていく (母 ・ 父 ・) ③親戚・知人等に預ける (保護者との関係:) ④その他 ()	
兄弟姉妹で同時に申込みされている場合	<input checked="" type="radio"/> ①同時期に同じ保育所に入所できる場合のみ入所する <input checked="" type="checkbox"/> ②別々の保育所でも同時期に入所する <input type="checkbox"/> ③1人でも入所させ、希望する保育所に入所する ⇒①認可外保育施設へ預ける (施設名:) ②親戚・知人に預ける ③その他 ()	<p>・兄弟姉妹で同時に申込みされている場合は、兄弟それぞれの申請書の同じ番号に○をつけてください。兄弟で記入が異なった場合は①希望とみなして選考します。</p> <p>・同時に申込みされている場合の選考の流れについては、申し込みに関するQ&A (本冊子16ページ)のQ2を確認してください。</p>

12. その他の保育

【一時保育】

保護者の勤務形態、疾病、入院、その他家庭の状況等により、緊急、または一時的に保育ができない場合、コピープリスクールやしおステーション・八潮かえで保育園で児童をお預かりします。

対象となるのは八潮市民（八潮かえで保育園は八潮市在勤の方を含む）であり、**集団保育が可能な満1歳以上**の児童です。

一時保育を利用する場合は、各施設で事前に登録が必要となります。登録に必要なものや混雑状況、食事・おやつ代などの詳細は、直接各施設にお問い合わせください。

実施施設	住所・電話番号	保育時間	利用料金
コピープリスクール やしおステーション	大瀬一丁目1番地1 電話（一時保育専用）995-5609 電話（右記の時間外）：994-5606	月曜日～日曜日、祝日 午前8時30分～午後4時30分	400円/1時間
八潮かえで保育園 「一時保育室あんず」	大瀬二丁目1番地8 電話：994-3007	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後4時45分	

※令和6年10月1日時点で運営中の事業所のみ掲載しております。

※現在認可保育施設に入所中の方は、日曜日、祝日のみ利用可能です。

※各施設の保育園で行事予定がある場合及び保育体制・環境が整わない場合や、年末年始（12月29日～1月3日）は休所となりますので、あらかじめご了承ください。

【病児保育】

病気またはその回復期にある児童をお預かりする施設です。病気やけがにより保育所や幼稚園、学校などに通園・通学ができない児童や、保護者の都合でご自宅での看護が困難になった児童を一時的にお預かりします。

病児保育を利用する場合は、市役所子育て支援課または花心病児病後児保育室へ、事前に利用登録が必要となります。詳細は、市のホームページをご覧ください。



リンク先
市HP
「病児保育」

○対象児童

次の全てに該当する児童が対象となります。

- ・市内在住で、利用日時点で生後6か月から小学校3年生までの児童
- ・児童が病気の回復期に至らない病児または病気の回復期にある病後児であり、当面、症状の急変が認められないこと
- ・保護者の勤務等の都合で家庭での保育ができないこと・医師が病児・病後児保育事業の利用を認めていること


実施施設	住所・電話番号	保育時間	利用料金	二次元コード
花心病児病後児保育室 (やしお子心保育園併設)	二丁目1068番地1 電話 948-8562	月曜日～金曜日 (祝祭日・年末年始除く) 午前8時～午後6時	2,000円/1日 (生活保護世帯は無料)	

※おむつなどが足りなかった場合は、別途実費がかかります。

※感染力の強い病気や入院が必要な場合など、疾患や症状によりご利用をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13. 八潮市内の認可外保育施設について

認可外保育施設を利用する場合は、各施設へお申込みください。混雑状況や保育内容、利用料金などの詳細は、直接各施設にお問い合わせください。

施設名	住所 電話番号	サービス 内容	受入れできる 年齢	備考
八潮学園	二丁目 948 番地 1 電話：997-0401	月極	3歳児～就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化対象施設 ・送迎バスあり ・外国人講師の英語レッスンあり  (八潮学園ホームページ)
菜の花家庭保育室	八潮三丁目 4 番地 2 電話：999-9570	月極 一時預かり	0歳児(生後3ヶ月)～学童	

※上記の施設は、八潮市へ認可外保育施設としての届出をしている施設かつ令和6年10月10日時点で運営している施設のうち、保育のしおりに施設情報を掲載することにご了承いただいている施設です。



.....

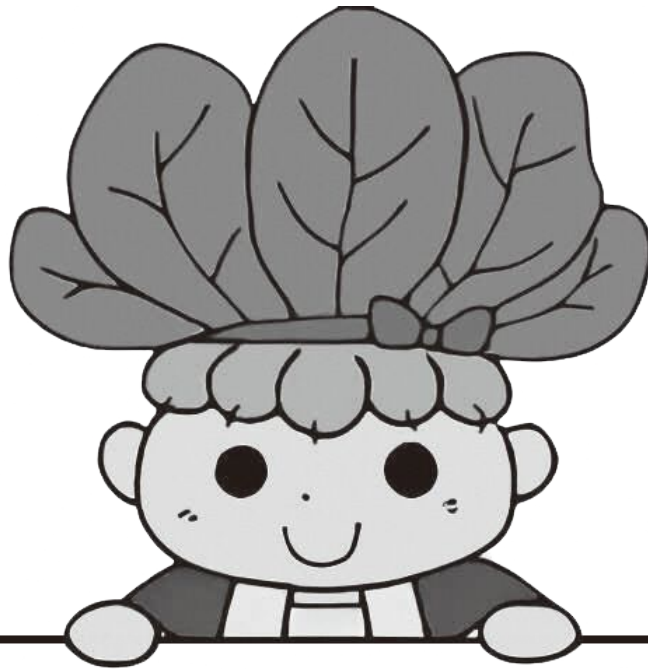
.....

.....

.....

.....

.....



©八潮市

すくすく子育て(保育所開放)

公立保育所では、地域の子育て支援として、保育所見学や育児相談等を随時受け付けています。

申し込み、お問い合わせは、直接、各保育所をお願いいたします。(要予約)

- 期間:5月から2月
- 対象:市内に居住する就学前の親子
- 利用時間:午前10時~11時

施設No	保育所名	住所	電話番号
1	八条保育所	八条1567番地	996-3656
2	伊草保育所	伊草372番地	996-3657
3	古新田保育所	古新田10番地	996-3500
4	南川崎保育所	南川崎207番地1	996-9642

※行事等によりご希望日時にそえない場合があります。ご了承ください。

※費用は無料です。